

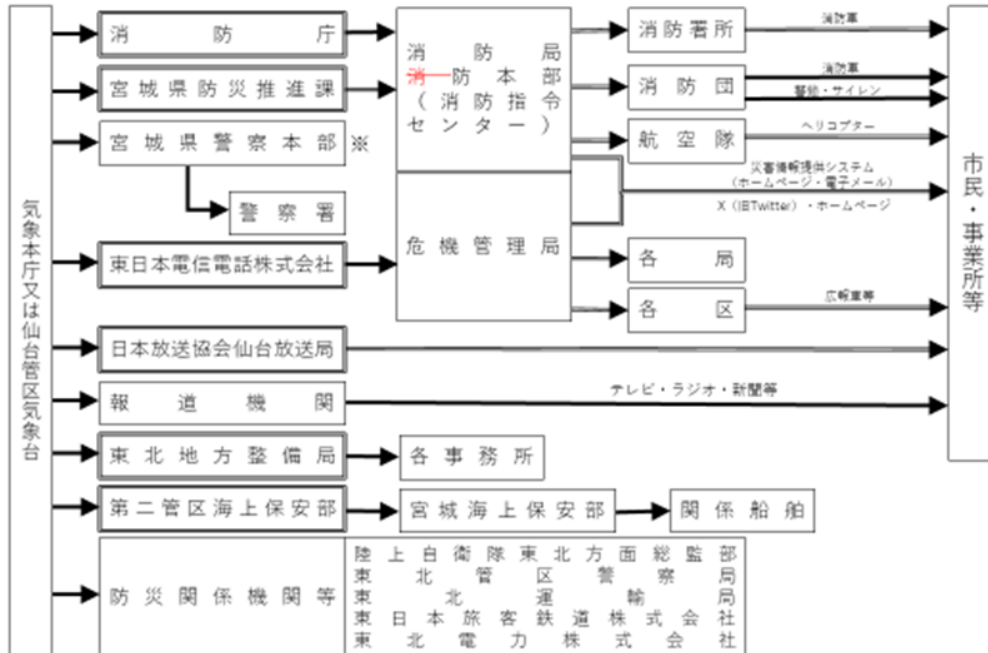
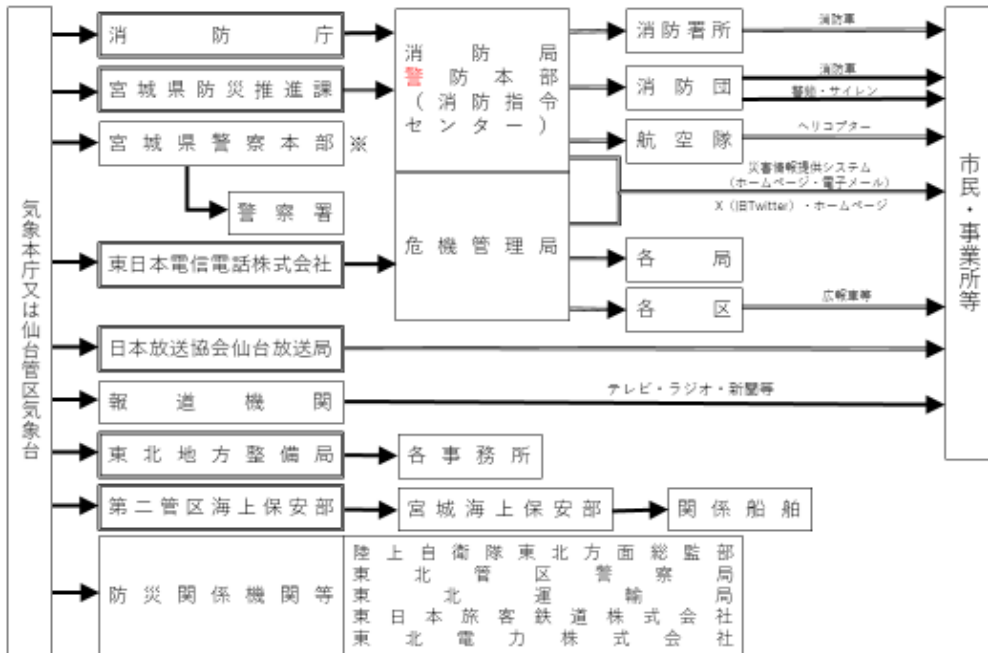
仙台市地域防災計画【風水害等災害対策編】修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考																																						
第1部 第1章 第3節 適切な避難 行動を行う P9	1. 避難情報の発令基準と対象地域【市民・企業・地域団体等】 (中略) 【参考】市の避難情報の発令基準 <table><tr><td></td><td></td><td>高齢者等避難</td><td>避難指示</td><td>緊急安全確保</td></tr><tr><td colspan="5">(中略)</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>発令基準</td><td>予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</td><td>次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき ①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等</td><td>災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき</td></tr><tr><td>対象地域</td><td>当該地域</td><td>当該地域</td><td>当該地域</td></tr></table> (後略)			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	(中略)					その他	発令基準	予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、 災害時要援護者 等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき	次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき ①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等	災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき	対象地域	当該地域	当該地域	当該地域	1. 避難情報の発令基準と対象地域【市民・企業・地域団体等】 (中略) 【参考】市の避難情報の発令基準 <table><tr><td></td><td></td><td>高齢者等避難</td><td>避難指示</td><td>緊急安全確保</td></tr><tr><td colspan="5">(中略)</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>発令基準</td><td>予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、要配慮者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</td><td>次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき ①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等</td><td>災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき</td></tr><tr><td>対象地域</td><td>当該地域</td><td>当該地域</td><td>当該地域</td></tr></table> (後略)			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	(中略)					その他	発令基準	予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、 要配慮者 等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき	次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき ①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等	災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき	対象地域	当該地域	当該地域	当該地域	仙台市災害時要援護者避難支援プランの改訂による記述の適正化 ※新旧対照表に記載のない「災害時要援護者」、「要援護者」及び「要援護」のそれぞれの名称については、全て「要配慮者」又は「要配慮」へと置き換えるものとする。
		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																																					
(中略)																																									
その他	発令基準	予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、 災害時要援護者 等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき	次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき ①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等	災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき																																					
	対象地域	当該地域	当該地域	当該地域																																					
		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																																					
(中略)																																									
その他	発令基準	予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、 要配慮者 等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき	次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき ①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等	災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき																																					
	対象地域	当該地域	当該地域	当該地域																																					
第1部 第1章 第5節 災害時要援護者を支援する P17～18	第5節 災害時要援護者を支援する 災害時要援護者は、災害発生時及びそのおそれがあるときに、災害情報の入手が困難、若しくは自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人です。状況によって妊産婦、乳幼児、外国人も含みます。 災害情報や避難に関する情報を伝えることをはじめ、避難誘導や避難所での生活において必要な支援を行うなど、地域の災害時要援護者が周囲にいる場合には、「共助」の精神で、率先して支援するよう努めます。 1. 災害時要援護者支援窓口の利用【市民・地域団体等】 (中略) 2. 災害時要援護者とその家族の方の対応【市民】 (中略)	第5節 要配慮者を支援する <u>要配慮者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動において配慮を要する人です。状況によって妊産婦、乳幼児、外国人も含みます。</u> <u>また、避難行動要支援者は、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人です。</u>災害情報や避難に関する情報を伝えることをはじめ、避難誘導や避難所での生活において必要な支援を行うなど、地域の要配慮者や避難行動要支援者が周囲にいる場合には、「共助」の精神で、率先して支援するよう努めます。 1. 要配慮者支援窓口の利用【市民・地域団体等】 (中略) 2. 要配慮者とその家族の方の対応【市民】 (中略)	仙台市災害時要援護者避難支援プランの改訂による記述の適正化																																						

旧頁	旧	新	備考
	3. 地域団体等の行う支援【地域団体等】 (中略) (追加) 4. 社会福祉施設等の対応【企業】 (中略) 5. 避難所での配慮【市民・地域団体等】 (後略)	3. 地域団体等の行う支援【地域団体等】 (中略) 4. 避難支援等実施者の対応【市民・地域団体等】 地域団体等をはじめとする避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）は本人及びその家族等の生命並びに身体の安全が確保された後に、可能な範囲で避難行動要支援者の避難支援等を行います。なお、避難支援等は責任や義務を負うものではないため、これらについて避難行動要支援者及び避難支援等実施者が相互に理解しておく必要があります。 5. 社会福祉施設等の対応【企業】 (中略) 6. 避難所での配慮【市民・地域団体等】 (後略)	仙台市災害時要援護者避難支援プランの改訂による記述の適正化
第1部 第1章 第6節 避難所を主体的に運営する P24	3. 避難所運営委員会の活動【市民（避難者）・地域団体等】 (1) (略) (2) 避難所運営で行う主な活動 ア～ク (略) ケ トイレの確保（衛生班） トイレについては避難所開設当初から使用できる体制が必要であり、施設のトイレの使用可否を早急に確認するとともに、被害状況により用水を確保して使用したり、災害用簡易組立トイレを設置する等、対応を決定して確保を図ります。 なお、災害用簡易組立トイレを設置する場合には、災害時要援護者や性別、プライバシーに配慮した設置に努めます。 コ～サ (略) (追加)	3. 避難所運営委員会の活動【市民（避難者）・地域団体等】 (1) (略) (2) 避難所運営で行う主な活動 ア～ク (略) ケ トイレの確保（衛生班） トイレについては避難所開設当初から使用できる体制が必要であり、施設のトイレの使用可否を早急に確認するとともに、被害状況により用水を確保して使用したり、仮設トイレ組立式又はマンホールトイレの上部構造物を設置する等、対応を決定して確保を図ります。 なお、仮設トイレ組立式等を設置する場合には、要配慮者や性別、プライバシーへ配慮するとともに、夜間は照明を設置するなど安全性の確保にも配慮します。 コ～サ (略) シ 在宅避難者等への支援（名簿班・食料物資班） 在宅避難者等が発生した場合は、「在宅避難者名簿」を作成するなど人数の把握に努めます。また、必要に応じて在宅避難者等へ食料や物資の配布等を行います。	防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合

旧頁	旧	新	備考
第 1 部 第 2 章 第 4 節 避難計画 P55	2. 避難情報の発令 〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕 (1)～(2) (略) (3) 避難情報の伝達 市長が避難情報を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難情報を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難情報の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。 <u>(追加)</u> (後略)	2. 避難情報の発令 〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕 (1)～(2) (略) (3) 避難情報の伝達 市長が避難情報を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難情報を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難情報の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。 <u>なお、周知の際は要配慮者の円滑かつ迅速な避難を促進できるよう、分かりやすい言葉や表現、説明等にするなど、その情報伝達について配慮をする。</u> (後略)	要配慮者への配慮に関する記述の追記
第 1 部 第 2 章 第 4 節 避難計画 P60	4. 避難の誘導 〔消防部、区本部、宮城県警察本部〕 (1)～(3) (略) (4) 警察の措置 ア (略) イ 警察は、避難情報 の発令がな された場合は、速やかに住民等に伝達するとともに、住民等を安全に避難させる。 (後略)	4. 避難の誘導 〔消防部、区本部、宮城県警察本部〕 (1)～(3) (略) (4) 警察の措置 ア (略) イ 警察は、避難情報 が <u>発令</u> された場合は、速やかに住民等に伝達するとともに、住民等を安全に避難させる。 (後略)	記述の適正化

旧頁	旧	新	備考																												
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P69	1. 災害情報の収集・伝達 (1) (略) (2) 災対本部が行う情報収集 ア～イ (略) ウ 各種システムによる情報収集 〈各種システムを通じて得られる情報〉 <table><tr><th>種</th><th>類</th><th>内</th><th>容</th></tr><tr><td rowspan="2">仙台市防災気象情報システム (民間気象情報)</td><td rowspan="2">〔市内LAN端末〕 ・市内LAN端末設置各課公所</td><td colspan="2"> ○観測雨量状況図 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上に表示 ○観測雨量日報(10分) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示 ○観測雨量日報(正時) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示 ※仙台、泉ヶ岳、新川 青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町出張所、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所 ○アメダス情報 ○レーダーアメダス合成図 ○台風情報 ○気象衛星画像 ○気象等注意報・警報 ○実況天気図 ○予想天気図 ○短期・週間予報 ○気象レーダー情報 ○局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等) ○落雷情報 </td></tr><tr><td colspan="2"> 宮城県総合防災情報システム(MIDORI情報) 〔システム管理課〕 ・宮城県防災推進課 〔端末設置部署等〕 ・災害情報センター(青葉区役所4階) </td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	種	類	内	容	仙台市防災気象情報システム (民間気象情報)	〔市内LAN端末〕 ・市内LAN端末設置各課公所	○観測雨量状況図 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上に表示 ○観測雨量日報(10分) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示 ○観測雨量日報(正時) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示 ※仙台、泉ヶ岳、新川 青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町出張所、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所 ○アメダス情報 ○レーダーアメダス合成図 ○台風情報 ○気象衛星画像 ○気象等注意報・警報 ○実況天気図 ○予想天気図 ○短期・週間予報 ○気象レーダー情報 ○局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等) ○落雷情報		宮城県総合防災情報システム(MIDORI情報) 〔システム管理課〕 ・宮城県防災推進課 〔端末設置部署等〕 ・災害情報センター(青葉区役所4階)		(略)		1. 災害情報の収集・伝達 (1) (略) (2) 災対本部が行う情報収集 ア～イ (略) ウ 各種システムによる情報収集 〈各種システムを通じて得られる情報〉 <table><tr><th>種</th><th>類</th><th>内</th><th>容</th></tr><tr><td rowspan="2">(削除)</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">(削除)</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">宮城県総合防災情報システム(MIDORI情報)</td><td colspan="2"> ○ 防災気象情報(気象等に関する特別警報・警報・注意報・防災情報) ○ 指定河川洪水予報 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象観測情報 ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照、風速等 ○ 河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) ・雨量情報 ・水位情報 </td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	種	類	内	容	(削除)		(削除)				宮城県総合防災情報システム(MIDORI情報)		○ 防災気象情報(気象等に関する特別警報・警報・注意報・防災情報) ○ 指定河川洪水予報 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象観測情報 ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照、風速等 ○ 河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) ・雨量情報 ・水位情報		(略)		当該システムの 契約が終了とな るため削除
種	類	内	容																												
仙台市防災気象情報システム (民間気象情報)	〔市内LAN端末〕 ・市内LAN端末設置各課公所	○観測雨量状況図 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上に表示 ○観測雨量日報(10分) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示 ○観測雨量日報(正時) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示 ※仙台、泉ヶ岳、新川 青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町出張所、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所 ○アメダス情報 ○レーダーアメダス合成図 ○台風情報 ○気象衛星画像 ○気象等注意報・警報 ○実況天気図 ○予想天気図 ○短期・週間予報 ○気象レーダー情報 ○局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等) ○落雷情報																													
		宮城県総合防災情報システム(MIDORI情報) 〔システム管理課〕 ・宮城県防災推進課 〔端末設置部署等〕 ・災害情報センター(青葉区役所4階)																													
(略)																															
種	類	内	容																												
(削除)		(削除)																													
宮城県総合防災情報システム(MIDORI情報)		○ 防災気象情報(気象等に関する特別警報・警報・注意報・防災情報) ○ 指定河川洪水予報 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象観測情報 ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照、風速等 ○ 河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) ・雨量情報 ・水位情報																													
(略)																															

旧頁	旧	新	備考																								
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P72	2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報 (中略) 〈気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統図〉  (後略)	2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報 (中略) 〈気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統図〉  (後略)	図の修正																								
第1部 第2章 第10節 医療救護・ 保健・防疫 計画 P96	5. 応急救護体制〔健康福祉部、消防部、市立病院部、区本部〕 (1) (略) (2) 医療救護班 ア (略) イ 医療救護班の編成及び派遣要請先等 健康福祉部は、アの医療救護班を派遣する場合は、災害時医療連絡調整本部と調整の上、各医療救護班派遣要請先に医療救護班の派遣を要請する。 ※仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会と災害時における医療救護活動に関する応援協定（資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）を締結 ＜医療救護班派遣要請先一覧＞ <table><tr><th>医療救護班の種別</th><th>編成等</th><th>派遣要請先</th></tr><tr><td>医療救護班 (※DMATを含む)</td><td>医師、看護師等</td><td>仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県 (DMAT) (JMAT) (DPAT) (DMORT) 等</td></tr><tr><td>歯科医療救護班</td><td>歯科医師、歯科衛生士等</td><td>仙台歯科医師会 東北大学病院</td></tr><tr><td>薬剤師救護班</td><td>薬剤師等</td><td>仙台市薬剤師会</td></tr></table>	医療救護班の種別	編成等	派遣要請先	医療救護班 (※DMATを含む)	医師、看護師等	仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県 (DMAT) (JMAT) (DPAT) (DMORT) 等	歯科医療救護班	歯科医師、歯科衛生士等	仙台歯科医師会 東北大学病院	薬剤師救護班	薬剤師等	仙台市薬剤師会	5. 応急救護体制〔健康福祉部、消防部、市立病院部、区本部〕 (1) (略) (2) 医療救護班 ア (略) イ 医療救護班の編成及び派遣要請先等 健康福祉部は、アの医療救護班を派遣する場合は、災害時医療連絡調整本部と調整の上、各医療救護班派遣要請先に医療救護班の派遣を要請する。 ※仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会と災害時における医療救護活動に関する応援協定（資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）を締結 ＜医療救護班派遣要請先一覧＞ <table><tr><th>医療救護班の種別</th><th>編成等</th><th>派遣要請先</th></tr><tr><td>医療救護班 (※DMATを含む)</td><td>医師、看護師等</td><td>仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県 (DMAT) (JMAT) (DPAT) (DMORT) 等 <u>(災害支援ナース)</u> 等</td></tr><tr><td>歯科医療救護班</td><td>歯科医師、歯科衛生士等</td><td>仙台歯科医師会 東北大学病院</td></tr><tr><td>薬剤師救護班</td><td>薬剤師等</td><td>仙台市薬剤師会</td></tr></table>	医療救護班の種別	編成等	派遣要請先	医療救護班 (※DMATを含む)	医師、看護師等	仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県 (DMAT) (JMAT) (DPAT) (DMORT) 等 <u>(災害支援ナース)</u> 等	歯科医療救護班	歯科医師、歯科衛生士等	仙台歯科医師会 東北大学病院	薬剤師救護班	薬剤師等	仙台市薬剤師会	防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合
医療救護班の種別	編成等	派遣要請先																									
医療救護班 (※DMATを含む)	医師、看護師等	仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県 (DMAT) (JMAT) (DPAT) (DMORT) 等																									
歯科医療救護班	歯科医師、歯科衛生士等	仙台歯科医師会 東北大学病院																									
薬剤師救護班	薬剤師等	仙台市薬剤師会																									
医療救護班の種別	編成等	派遣要請先																									
医療救護班 (※DMATを含む)	医師、看護師等	仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県 (DMAT) (JMAT) (DPAT) (DMORT) 等 <u>(災害支援ナース)</u> 等																									
歯科医療救護班	歯科医師、歯科衛生士等	仙台歯科医師会 東北大学病院																									
薬剤師救護班	薬剤師等	仙台市薬剤師会																									

旧頁	旧	新	備考
	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> (3) 福祉避難所の開設 ア 開設の決定 災害時、各区本部は、指定避難所に避難している災害時要援護者等の心身の状態及び指定避難所での生活状況等を把握し、健康福祉部に報告する。健康福祉部は、災害時要援護者の状況及び福祉避難所に指定している施設の受入れ体制を確認の上、福祉避難所の開設を決定する。 イ 入所調整及び移送 開設の決定後、各区本部は、各指定避難所に派遣された職員が把握した災害時要援護者の心身の状態等を勘案して、福祉避難所となっている施設に対して受入れ依頼を行う。対象者の移送については各区本部による調整を基本とし、状況に応じて災害時要援護者の家族及び受入れ施設、福祉サービス事業者等の協力を得ながら、適切な方法により移送する。 指定避難所等への避難が困難な在宅の障害者等については、区本部の判断により福祉避難所への直接避難も可能とする。 (資料 6-8「福祉避難所一覧表」参照) (後略)	(3) 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき、市は災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項及び第 49 条の 15 第 3 項に基づいて、名簿情報及び個別避難計画情報の提供に係る同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報もしくは個別避難計画情報又はその両方を提供する。 (5) 指定福祉避難所の開設 ア 開設の決定 災害時、健康福祉部は、事前の調整により特定された要配慮者の受入状況について、指定福祉避難所から報告を受けるものとする。その後、指定福祉避難所の開設を決定し、各区本部に報告する。 イ 移送 対象者の移送については、指定福祉避難所と受入対象者との間であらかじめ調整し、家族等の避難支援等実施者が行うことを基本とするが、健康福祉部や各区本部は、状況に応じて受入施設、福祉サービス事業者等の協力を得ながら、適切な方法により移送を行う。 (5) 協定福祉避難所の開設 ア 開設の決定 災害時、各区本部は、指定避難所に避難している要配慮者等の心身の状態及び指定避難所での生活状況等を把握し、健康福祉部に報告する。健康福祉部は、要配慮者の状況及び協定福祉避難所として協定を締結している施設の受入れ体制を確認の上、協定福祉避難所の開設を決定する。 イ 入所調整及び移送 開設の決定後、各区本部は、各指定避難所に派遣された職員が把握した要配慮者の心身の状態等を勘案して、協定福祉避難所となっている施設に対して受入れ依頼を行う。対象者の移送については各区本部による調整を基本とし、状況に応じて要配慮者の家族及び受入れ施設、福祉サービス事業者等の協力を得ながら、適切な方法により移送する。 指定避難所等への避難が困難な在宅の障害者等については、区本部の判断により協定福祉避難所への直接避難も可能とする。 (資料 6-8「福祉避難所一覧表」参照) (後略)	

旧頁	旧	新	備考																																
	② 自宅のトイレが使用できない在宅被災者には、環境事業所等に備蓄している 災害用携帯型簡易トイレ により対応する。 ③ 仮設トイレの設置場所や 災害用携帯型簡易トイレ の配布等については、報道機関や市の広報紙等により市民に対して広報する。 ④ 上下水道の復旧等により水洗トイレが使用可能となった場合には、避難者数等需要を考慮した上で、速やかに仮設トイレを撤去し、衛生状態の向上に努める。 (注) 災害用簡易組立トイレ の備蓄状況については、共通編 第2部 第2章 第12節「物資・資機材等確保体制の充実」のとおり。 (資料9-10「一般廃棄物（し尿）収集運搬車両一覧表」参照) (資料9-11「一般廃棄物（し尿系汚泥）収集運搬許可業者一覧」参照)	② 自宅のトイレが使用できない在宅被災者には、環境事業所等に備蓄している 携帯トイレ により対応する。 ③ 仮設トイレの設置場所や 携帯トイレ の配布等については、報道機関や市の広報紙等により市民に対して広報する。 ④ 上下水道の復旧等により水洗トイレが使用可能となった場合には、避難者数等需要を考慮した上で、速やかに仮設トイレを撤去し、衛生状態の向上に努める。 (注) 仮設トイレ組立式 の備蓄状況については、共通編 第2部 第2章 第12節「物資・資機材等確保体制の充実」のとおり。 (資料9-10「一般廃棄物（し尿）収集運搬車両一覧表」参照) (資料9-11「一般廃棄物（し尿系汚泥）収集運搬許可業者一覧」参照)																																	
第1部 第2章 第21節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画 P157	1. 実施機関及び担当業務 <table><tr><th>実 施 機 関</th><th>担 当 業 務</th></tr><tr><td>災対本部事務局</td><td>・行方不明者の捜索の総括に関すること</td></tr><tr><td>健 康 福 祉 部</td><td>・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること</td></tr><tr><td>消 防 部</td><td>・行方不明者の捜索に関すること</td></tr><tr><td>区 本 部</td><td>・遺体安置所の開設及び運営に関すること</td></tr><tr><td>宮城海上保安部</td><td>・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視 →見分 に関すること</td></tr><tr><td>日本赤十字社 宮 城 県 支 部</td><td>・遺体の処理に関すること</td></tr><tr><td>宮城県警察本部</td><td>・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視 →見分 に関すること</td></tr></table> (後略)	実 施 機 関	担 当 業 務	災対本部事務局	・行方不明者の捜索の総括に関すること	健 康 福 祉 部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること	消 防 部	・行方不明者の捜索に関すること	区 本 部	・遺体安置所の開設及び運営に関すること	宮城海上保安部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視 →見分 に関すること	日本赤十字社 宮 城 県 支 部	・遺体の処理に関すること	宮城県警察本部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視 →見分 に関すること	1. 実施機関及び担当業務 <table><tr><th>実 施 機 関</th><th>担 当 業 務</th></tr><tr><td>災対本部事務局</td><td>・行方不明者の捜索の総括に関すること</td></tr><tr><td>健 康 福 祉 部</td><td>・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること</td></tr><tr><td>消 防 部</td><td>・行方不明者の捜索に関すること</td></tr><tr><td>区 本 部</td><td>・遺体安置所の開設及び運営に関すること</td></tr><tr><td>宮城海上保安部</td><td>・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視 (死体調査) に関すること</td></tr><tr><td>日本赤十字社 宮 城 県 支 部</td><td>・遺体の処理に関すること</td></tr><tr><td>宮城県警察本部</td><td>・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視 (死体調査) に関すること</td></tr></table> (後略)	実 施 機 関	担 当 業 務	災対本部事務局	・行方不明者の捜索の総括に関すること	健 康 福 祉 部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること	消 防 部	・行方不明者の捜索に関すること	区 本 部	・遺体安置所の開設及び運営に関すること	宮城海上保安部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視 (死体調査) に関すること	日本赤十字社 宮 城 県 支 部	・遺体の処理に関すること	宮城県警察本部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視 (死体調査) に関すること	法令に基づく文言の修正 ※新旧対照表に記載のない「検視」の表記については、全て「検視（死体調査）」へ置き換えるものとする。
実 施 機 関	担 当 業 務																																		
災対本部事務局	・行方不明者の捜索の総括に関すること																																		
健 康 福 祉 部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること																																		
消 防 部	・行方不明者の捜索に関すること																																		
区 本 部	・遺体安置所の開設及び運営に関すること																																		
宮城海上保安部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視 →見分 に関すること																																		
日本赤十字社 宮 城 県 支 部	・遺体の処理に関すること																																		
宮城県警察本部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視 →見分 に関すること																																		
実 施 機 関	担 当 業 務																																		
災対本部事務局	・行方不明者の捜索の総括に関すること																																		
健 康 福 祉 部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること																																		
消 防 部	・行方不明者の捜索に関すること																																		
区 本 部	・遺体安置所の開設及び運営に関すること																																		
宮城海上保安部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視 (死体調査) に関すること																																		
日本赤十字社 宮 城 県 支 部	・遺体の処理に関すること																																		
宮城県警察本部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視 (死体調査) に関すること																																		
第1部 第2章 第23節 災害警備活動・交通規制計画 P157	1. 災害警備活動 県内において大規模災害が発生し、警察職員が被災し、又は施設が損壊した場合においても、災害警備活動を行いつつ、優先的に継続する業務及び治安の確保に必要な業務を的確に継続して いくため必要な事項を定めた「宮城県警察本部業務継続計画」に基づいて災害警備活動を行う。 (後略)	1. 災害警備活動 県内において大規模災害が発生し、警察職員が被災し、又は施設が損壊した場合においても、優先的に継続する業務及び治安の確保に必要な業務を的確に継続するため必要な事項を定めた「宮城県警察本部業務継続計画」に基づき災害警備活動を実施する。 (後略)	記述の適正化																																
第1部 第2章 第26節 応急給水・水道復旧計画 P183	8. 応急給水補完対策 〔環境部、各部、区本部〕 主に生活用水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。 (1) 学校プール貯留水等の活用 指定避難所においては、学校プールの貯留水等を活用し、生活用水の確保を図る。 (2) 井戸水の活用 災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保が重要である。災害時における地域の生活用水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。	8. 応急給水補完対策 〔環境部、各部、区本部〕 主に生活用水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。 (1) 学校プール貯留水等の活用 指定避難所においては、学校プールの貯留水等を活用し、生活用水の確保を図る。 (2) 井戸水の活用 災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保が重要である。災害時における地域の生活用水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。																																	

旧頁	旧	新	備考
第2部 第2章 第1節 道路災害 対策 P230	第2. 道路災害の応急対策〔関係局区〕 2. 応急活動計画 〈主な応急活動〉 (1)～(6) (略) (7) 応援要請及び応急復旧 ア 警戒本部又は災対本部事務局は、災害の状況に応じ、時期を失することなく、他の地方公共団体に対し応援を要請するとともに、宮城県を通じ自衛隊の災害派遣を要請する。 イ 建設部は、必要に応じ、次の協定等に基づく応援要請を行い、関係機関の協力を得て、早期復旧に努める。 ・「東北地方における建設省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ」 (東北地方整備局、東北6県土木部、仙台市建設局、東日本高速道路㈱東北支社) ・「災害時における応急措置の協力に関する協定」(社団法人仙台建設業協会) (後略)	第2. 道路災害の応急対策〔関係局区〕 2. 応急活動計画 〈主な応急活動〉 (1)～(6) (略) (7) 応援要請及び応急復旧 ア 警戒本部又は災対本部事務局は、災害の状況に応じ、時期を失することなく、他の地方公共団体に対し応援を要請するとともに、宮城県を通じ自衛隊の災害派遣を要請する。 イ 建設部は、必要に応じ、次の協定等に基づく応援要請を行い、関係機関の協力を得て、早期復旧に努める。 ・「<u>東北地方における災害時の相互応援に関する協定</u>」 (東北地方整備局、東北6県土木部、仙台市、東日本高速道路㈱東北支社) ・「災害時における応急措置の協力に関する協定」(社団法人仙台建設業協会) (後略)	申合わせの廃止による新たな協定の締結
第2部 第2章 第2節 海上災害対策 P234	2. 宮城海上保安部の海上災害応急対策（宮城海上保安部） (1) (略) (2) 海難救助等 ア 船舶の海難、海上における人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊 及び機動防除隊 を対応させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその搜索救助を行う。 イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて特殊救難隊 及び機動防除隊 を対応させるほか、関係機関等に協力を要請する。	2. 宮城海上保安部の海上災害応急対策（宮城海上保安部） (1) (略) (2) 海難救助等 ア 船舶の海難、海上における人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊 等 を対応させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその搜索救助を行う。 イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて特殊救難隊 等 を対応させるほか、関係機関等に協力を要請する。	記述の適正化 記述の適正化

旧頁	旧	新	備考																																																																																																																		
第2部 第2章 第4節 鉄道災害対策 P253	第3-2 各鉄道事業者の鉄道災害対策： JR鉄道施設〔東日本旅客鉄道株式会社東北本部〕 1. 施設の現況 仙台市域の営業路線の現況については、次のとおりである。 <各線路の構造等> 平成25年11月1日現在 <table><tr><th>管 理 者</th><td colspan="4">東 日 本 旅 客 鉄 道 ㈱ 東 北 本 部</td></tr><tr><th>線 路 名</th><td>新 幹 線</td><td>東 北 本 線</td><td>仙 山 線</td><td>仙 石 線</td></tr><tr><th>延 長 （ k m ）</th><td>17.6</td><td>17.9</td><td>39.9</td><td>10.7</td></tr><tr><th>駅 数</th><td>1</td><td>5</td><td>12</td><td>9</td></tr><tr><td rowspan="4">駅舎構造</td><td>鉄筋コンクリート造</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>コンクリートブロック造</td><td>=</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>鉄筋造</td><td>=</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>木造</td><td>=</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><th colspan="2">跨線橋数</th><td>0</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td rowspan="2">橋梁</td><td>箇所</td><td>15</td><td>65</td><td>60</td></tr><tr><td>延長（m）</td><td>1,478</td><td>1,676</td><td>1,207</td></tr><tr><td rowspan="2">高架橋</td><td>箇所</td><td>=</td><td>9</td><td>0</td></tr><tr><td>延長（m）</td><td>16,120</td><td>2,344</td><td>0</td></tr><tr><td rowspan="2">ずい道</td><td>箇所</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td></tr><tr><td>延長（m）</td><td>=</td><td>0</td><td>3,888</td></tr><tr><th colspan="2">盛土部（m）</th><td>0</td><td>8,208</td><td>20,155</td></tr><tr><th colspan="2">切土部（m）</th><td>0</td><td>1,460</td><td>13,652</td></tr><tr><th colspan="2">平地部（m）</th><td>0</td><td>21,252</td><td>1,028</td></tr><tr><th colspan="2">踏切道数</th><td>0</td><td>24</td><td>33</td></tr><tr><th colspan="2">変電所・き電室</th><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr></table> （後略）	管 理 者	東 日 本 旅 客 鉄 道 ㈱ 東 北 本 部				線 路 名	新 幹 線	東 北 本 線	仙 山 線	仙 石 線	延 長 （ k m ）	17.6	17.9	39.9	10.7	駅 数	1	5	12	9	駅舎構造	鉄筋コンクリート造	1	2	1	コンクリートブロック造	=	0	0	鉄筋造	=	2	5	木造	=	1	0	跨線橋数		0	7	8	橋梁	箇所	15	65	60	延長（m）	1,478	1,676	1,207	高架橋	箇所	=	9	0	延長（m）	16,120	2,344	0	ずい道	箇所	0	0	5	延長（m）	=	0	3,888	盛土部（m）		0	8,208	20,155	切土部（m）		0	1,460	13,652	平地部（m）		0	21,252	1,028	踏切道数		0	24	33	変電所・き電室		0	1	0	第3-2 各鉄道事業者の鉄道災害対策： JR鉄道施設〔東日本旅客鉄道株式会社東北本部〕 1. 施設の現況 仙台市域の営業路線の現況については、次のとおりである。 <各線路の現況> 令和6年10月1日現在 <table><tr><th>管 理 者</th><td colspan="4">東 日 本 旅 客 鉄 道 ㈱ 東 北 本 部</td></tr><tr><th>線 路 名</th><td>新 幹 線</td><td>東 北 本 線</td><td>仙 山 線</td><td>仙 石 線</td></tr><tr><th>延 長 （ k m ）</th><td>17.6</td><td>17.9</td><td>39.9</td><td>10.7</td></tr><tr><th>駅 数</th><td>1</td><td>6</td><td>13</td><td>10</td></tr></table> （後略）	管 理 者	東 日 本 旅 客 鉄 道 ㈱ 東 北 本 部				線 路 名	新 幹 線	東 北 本 線	仙 山 線	仙 石 線	延 長 （ k m ）	17.6	17.9	39.9	10.7	駅 数	1	6	13	10	公表情報に基づく表の整理及び時点更新
管 理 者	東 日 本 旅 客 鉄 道 ㈱ 東 北 本 部																																																																																																																				
線 路 名	新 幹 線	東 北 本 線	仙 山 線	仙 石 線																																																																																																																	
延 長 （ k m ）	17.6	17.9	39.9	10.7																																																																																																																	
駅 数	1	5	12	9																																																																																																																	
駅舎構造	鉄筋コンクリート造	1	2	1																																																																																																																	
	コンクリートブロック造	=	0	0																																																																																																																	
	鉄筋造	=	2	5																																																																																																																	
	木造	=	1	0																																																																																																																	
跨線橋数		0	7	8																																																																																																																	
橋梁	箇所	15	65	60																																																																																																																	
	延長（m）	1,478	1,676	1,207																																																																																																																	
高架橋	箇所	=	9	0																																																																																																																	
	延長（m）	16,120	2,344	0																																																																																																																	
ずい道	箇所	0	0	5																																																																																																																	
	延長（m）	=	0	3,888																																																																																																																	
盛土部（m）		0	8,208	20,155																																																																																																																	
切土部（m）		0	1,460	13,652																																																																																																																	
平地部（m）		0	21,252	1,028																																																																																																																	
踏切道数		0	24	33																																																																																																																	
変電所・き電室		0	1	0																																																																																																																	
管 理 者	東 日 本 旅 客 鉄 道 ㈱ 東 北 本 部																																																																																																																				
線 路 名	新 幹 線	東 北 本 線	仙 山 線	仙 石 線																																																																																																																	
延 長 （ k m ）	17.6	17.9	39.9	10.7																																																																																																																	
駅 数	1	6	13	10																																																																																																																	
第2部 第2章 第8節 大雪・豪雪対策 P271	第1 豪雪災害の応急対策 2. 応急活動計画 豪雪災害に係る発災から災害が収束するまでの主な応急活動計画は、次のとおりとする。 〈主な応急活動〉 (1)～(7) （略） (8) 応援要請及び応急復旧 ア 警戒本部又は災対本部事務局は、災害の状況に応じ、時期を失することなく、他の地方公共団体に対し応援を要請するとともに、宮城県を通じ自衛隊の災害派遣を要請する。 イ 建設部は、必要に応じ、次の協定等に基づく応援要請を行い、関係機関の協力を得て、早期復旧に努める。 〔・「東北地方における建設省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ」 （東北地方整備局、東北6県土木部、仙台市建設局、東日本高速道路㈱東北支社） ・「災害時における応急措置の協力に関する協定」（社団法人仙台建設業協会）〕 （後略）	第1 豪雪災害の応急対策 2. 応急活動計画 豪雪災害に係る発災から災害が収束するまでの主な応急活動計画は、次のとおりとする。 〈主な応急活動〉 (1)～(7) （略） (8) 応援要請及び応急復旧 ア 警戒本部又は災対本部事務局は、災害の状況に応じ、時期を失することなく、他の地方公共団体に対し応援を要請するとともに、宮城県を通じ自衛隊の災害派遣を要請する。 イ 建設部は、必要に応じ、次の協定等に基づく応援要請を行い、関係機関の協力を得て、早期復旧に努める。 〔 ・「東北地方における災害時の相互応援に関する協定」 （東北地方整備局、東北6県土木部、仙台市、東日本高速道路㈱東北支社） ・「災害時における応急措置の協力に関する協定」（社団法人仙台建設業協会）〕 （後略）	申合わせの廃止による新たな協定の締結																																																																																																																		